



氏名

み やま とおる  
深 山 徹

事務所

住所：東京都千代田区神田駿河台3丁目3番地  
長谷川ビル2階

電話：03(3296)0711

FAX：03(3296)0712

主な経歴（登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等）

平成10年4月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成10年4月 河和法律事務所入所

平成18年10月 深山法律事務所開設

【弁護士会活動、主な公益活動等】

平成14年4月～同18年3月 東京弁護士会研修センター運営委員会副委員長

平成10年4月～現在 東京弁護士会法律研究部会社法部部員  
(平成19年12月～事務局長)

平成17年4月～翌年3月 日本弁護士連合会代議員  
東京弁護士会常議員

平成20年～現在 日本司法支援センター（法テラス）一般相談相談員

(平成22年10月現在)

主な取扱い分野

1.公害 2.日照 ③クレサラ ④労働（労・使）5.行政 6.税務 ⑦.借地借家

8.海事 ⑨.倒産 10.独禁法 11.涉外 ⑫.親族 ⑬.相続 ⑭.著作権

15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 ⑰.消費者 ⑳.交通事故

㉑.PL 22.コンピュータ 23.労災 ㉒.不動産取引 ㉓.金融取引 26.ドメステ

ィックバイオレンス 27.セクハラ ㉔.その他（会社法、一般民事）

※該当する分野を選択してください。

## あっせん・仲裁人のメッセージ

この度、金融分野における裁判外紛争解決制度の一環として発足した弁護士会金融ADR制度は、金融機関とその顧客あるいは利用者との間の紛争を双方の対話を通じて公正・簡易かつ迅速に解決することを趣旨としています。

一般に、多大なコストと時間を要する従来の裁判所を中心とした紛争解決制度に比べて、金融機関の顧客・利用者の利便性と救済の実効性を向上するとともに、金融機関においても迅速・柔軟な紛争解決の場として利用されるよう、公正な第三者としてのあっせん・仲裁人の立場から具体的な事情に応じた公正な紛争解決が図られるよう努めたいと思います。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。